

対新型コロナ「佐賀型 店舗休業支援金」

佐賀県の休業要請対象者が、県からの休業要請等に応じ、

- ・休業
- ・(飲食店等のみ) 夜8時から翌朝5時までの営業を休止した場合に、事業者には支援金を交付します。

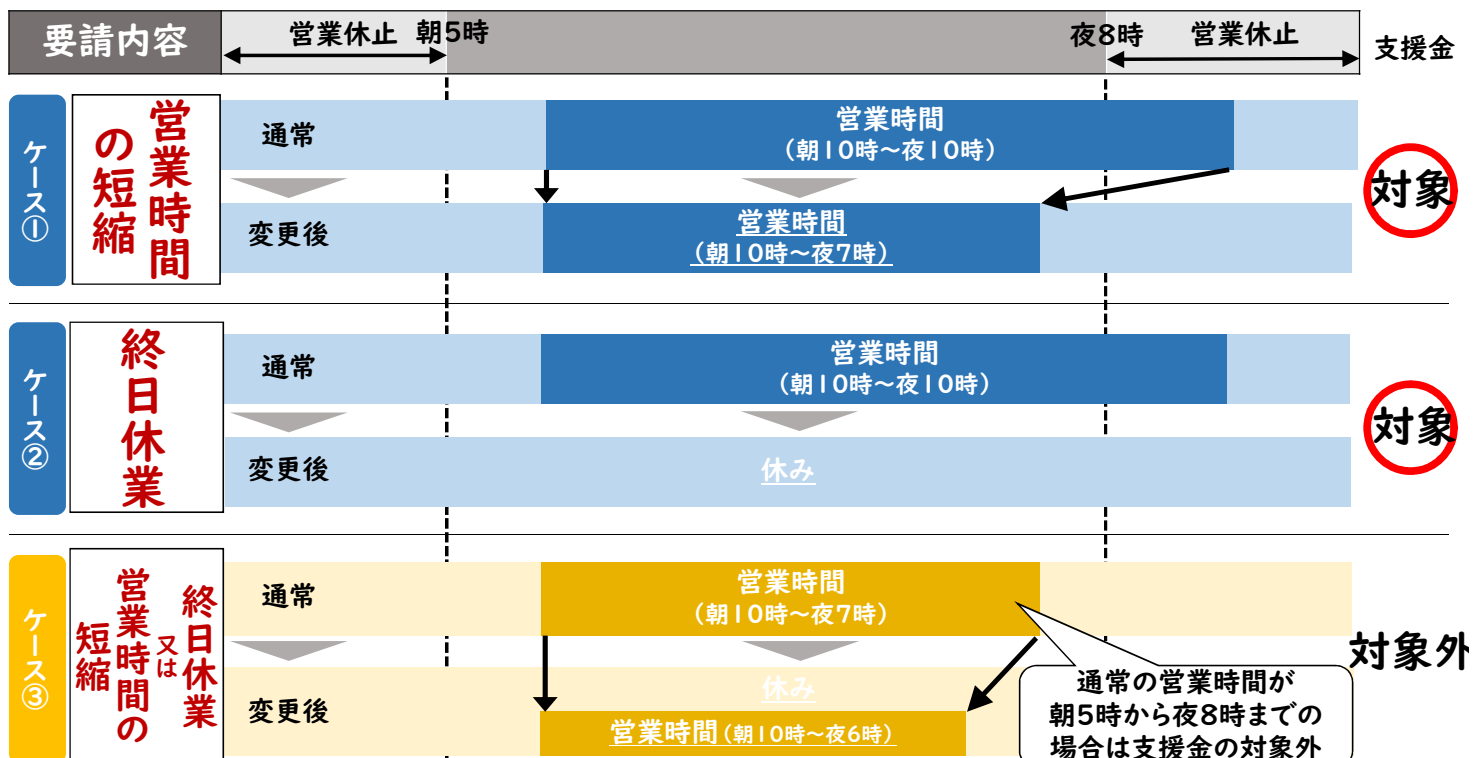
1店舗ごと
何店舗でも上限なし

15万円

佐賀県は、事業者ごと
ではありません!

家賃や人件費など
何にでも使えます。

食事提供施設（飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービス除く））



対新型コロナ『佐賀型 店舗休業支援金』について

申請には、**休業の状況が確認できる資料**が必要です。

佐賀県では新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、事業者等の皆さまに対して、店舗や遊技施設等の休業等の協力を要請しています。

佐賀県の休業要請対象者が県からの休業要請等に応じ、休業又は夜8時から朝5時までの時間帯の営業を休止した場合に、事業者に支援金を交付します。

(1) 対象事業者

休業要請の対象施設

休業要請等の対象施設が要請内容等に応じて休業した場合は交付の対象です。

なお、床面積が100㎡以下の施設でも、休業要請等の対象の施設種類に該当し、自主的に休業を行った場合には交付の対象です。

夜8時から翌朝5時までの時間帯の営業休止要請の対象施設

飲食店等の食事提供施設については、夜8時から翌朝5時までの時間帯の営業休止を要請しており、支援金の対象となる事例は以下のとおりです。

- <事例1> 通常の営業時間が朝10時から夜10時までの飲食店が夜7時に閉店する場合は支援金の対象
- <事例2> 通常の営業時間が朝10時から夜10時までの飲食店が全日休業する場合は支援金の対象
- <事例3> 通常の営業時間が朝10時から夜7時までの飲食店が営業時間の短縮又は全日休業しても支援金の対象外

(2) 実施内容

原則として4月22日から5月6日までの全ての期間、休業等を行う必要があります。

(3) 交付額 1店舗15万円(何店舗でも上限なし)

家賃や人件費など使用用途は問いません。

(4) 申請書類等

- ・ 申請書
- ・ 営業実態が確認できる資料(確定申告書の写し、休業前の経理帳簿の写し、業種に係る営業許可証の写し等のいずれか)
- ・ 休業の状況が確認できる資料(休業期間を告知した店頭貼り紙の写し、休業期間を告知した自社ホームページやSNSの写し、事業収入額を示した帳簿の写し等のいずれか)
- ・ 誓約書

申請方法などの詳細は今後お知らせする予定です。

この休業支援金は、関係予算が成立した後実施します。

基本的に休止を要請する施設

R2.4.21 13時現在

(1) 特措法による協力要請を行う施設

施設の種類	内訳
遊興施設	キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、スナック、バー、性風俗店、ネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス、勝馬投票券発売所、場外車券売場、競艇場外発売場、ライブハウス等
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る
文教施設	幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、高等専修学校、特別支援学校 ※但し、預かり保育等の提供を通じて、医療従事者やひとり親家庭など、保育を必要とする園児や児童等の居場所確保の取組みを継続して実施するよう要請
運動施設、遊技施設	体育館、水泳場、ボウリング場、スポーツクラブなどの屋内運動施設、マージャン店、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場等
劇場等	映画館、プラネタリウム
集会・展示施設	集会場、公会堂、展示場等 博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る） ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る
商業施設	ペットショップ（ペットフード売場を除く。）、ネイルサロン、スーパー銭湯、岩盤浴等 ※床面積の合計が1,000㎡を超えるものに限る

基本的に休止を要請する施設

(2) 特措法によらない協力依頼を行う施設（床面積の合計が1,000㎡以下の下記の施設）

施設の種類	内訳
大学、学習塾等	大学、専修学校、各種学校などの教育施設、自動車教習所、学習塾等（生け花、茶道、書道、絵画教室を除く） ※但し、床面積の合計が100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼
運動施設、遊技施設	射撃場、キャンプ場、カート場
集会・展示施設	博物館、美術館又は図書館、ホテル又は旅館（集会の用に供する部分に限る）等
商業施設	道の駅（物販・飲食）、ペットショップ（ペットフード売場を除く。）、ネイルサロン、エステサロン、日焼けサロン等 ※但し、床面積の合計が100㎡以下の施設については、営業を継続する場合にあっては、適切な感染防止対策の徹底を依頼

基本的に休止を要請しない施設

施設の種類	内訳
医療施設	病院、診療所、薬局等
社会福祉施設等	保育所、放課後児童クラブ、放課後等デイサービス ※家庭での対応が可能な利用者への利用の自粛を要請し、保育の提供及び預かりを縮小して実施 高齢者、障がい者など特に支援が必要な方々の居住や支援に関する事業を行う施設
生活必需物資販売施設	卸売市場、食料品売場、百貨店・ホームセンター・スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニエンスストア等
食事提供施設	飲食店（居酒屋含む）、料理店、喫茶店等（宅配・テイクアウトサービス含む） ※営業時間の短縮については、朝5時から夜8時までの間の営業を要請（酒類の提供も同様の時間）（宅配・テイクアウトサービスは除く）
住宅、宿泊施設	ホテル又は旅館（集会の用に供する部分を除く）、共同住宅、寄宿舍又は下宿等
交通機関等	バス、タクシー、レンタカー、鉄道、船舶、航空機、物流サービス（宅配等）、自家用有償旅客運送等
工場等	工場、作業場、農林水産物集出荷・加工施設等
金融機関・官公署等	銀行、証券会社、保険、官公署等 ※テレワークの一層の推進を要請
その他	レンタルDVD、メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、クリーニング・ランドリー、ごみ処理関係等

※ 上記の施設については、別表「適切な感染防止対策」を参照の上、適切な感染防止対策を講ずること。

【別表】適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の従業員の出勤を停止 ・来訪者の検温・体調確認を行い、37.5度以上や体調不良の来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉、密集、密接）の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗利用者の入場制限、行列を作らないための工夫や列間隔の確保（約2m間隔の確保） ・換気を行う（可能であれば2つの方向の窓を同時に開ける） ・密集する会議の中止（対面による会議を避け、電話会議やビデオ会議を利用）
飛沫感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・来訪者の入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・店舗・事務所内の定期的な消毒
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進） ・従業員数の出勤数の制限（テレワーク等による在宅勤務の実施等） ・出張の中止（電話会議やビデオ会議などの活用）、来訪者数の制限